



第5章 生物多様性の保全及び持続可能な利用 ～私たちのいのちと暮らしを支える生物多様性～

第1節 生物多様性を社会に浸透させる取組（生物多様性の主流化）

1 普及広報と国民参画

(1) 生物多様性の普及広報

生物多様性の認知度を高めるため、「コミュニケーションワード」や「国民の行動リスト」、「地球いきもの応援団」の活用、COP10名誉大使の活動支援等を通じ、生物多様性に関する広報・参画を効果的に推進します。

国際生物多様性の日（5月22日）を中心に**生物多様性条約事務局**が呼びかけている、「グリーンウェイブ」について、「グリーンウェイブ2011」として、広くこの活動への参加を呼びかけていきます。

2011年（平成23年）からの10年間は国連が定める国連生物多様性の10年に当たることから、生物多様性の10年日本委員会を設立し、COP10名誉大使、地球いきもの応援団等と連携しつつ、幅広い主体の参加を得ながら、記念行事等を開催するとともに、多様な主体に対しても、記念行事の開催を促します。

(2) 地方公共団体、企業、NGOなど多様な主体の参画と連携

地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定については、**生物多様性国家戦略2010**で掲げた目標である「COP11（2012年）までにすべての都道府県が地域戦

略の策定に着手していること」を達成するため、「生物多様性地域戦略策定の手引き」の活用を促すとともに、地方公共団体による地域戦略の策定に向けた取組を支援していきます。

企業等については、生物多様性の保全及び持続可能な利用等、生物多様性条約の実施に関する民間の参画を推進するため、経済界を中心とした自発的なプログラムとして設立された「生物多様性民間参画イニシアティブ」の取組に、引き続き協力します。

地域における生物多様性の保全・再生活動を促進するため、「地域生物多様性保全活動支援事業」を実施し、多様な主体による生物多様性の保全・再生の活動や計画策定の取組を支援します。

2010年（平成22年）12月に制定された「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性保全活動促進法）」に基づく基本方針を策定し、着実な施行に努めます。また、市町村による「地域連携保全活動計画」の作成が進むよう手引書の整備など普及・啓発を進めます。

ナショナル・トラスト活動については、その一層の促進のため、引き続き税制優遇措置、普及啓発等を実施します。

2 自然とのふれあい

(1) 自然とのふれあい活動

「みどりの月間」（4月15日～5月14日）、「自然に親しむ運動」（7月21日～8月20日）、「全国・自然歩道を歩こう月間」（10月）等を通じて、自然観察会等自然とふれあうための各種活動を実施します。

国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施するとともに、利用者指導の充実を図ります。また、地方環境事務所等においてパークボランティアの養成や活動に対する支援を行います。

自然体験プログラムの開発や子どもたちに自然保護官の業務を体験してもらうなど、自然環境の大切さなどを学ぶ機会を提供します。

自然とふれあう機会を増やし、生物多様性への理解を深めるため、国立公園のビジターセンターなどを巡り、自然体験などに参加する「全国自然いきものめぐりスタンプラリー」を実施します。

国有林野においては、森林教室、体験セミナー等を通じて、森林とのふれあいを楽しみながら理解を深める森林ふれあい推進事業等を実施します。また、学校

等による体験学習活動の場である「遊々の森」や、国民による自主的な森林づくり活動の場である「ふれあいの森」などの設定・活用を図り、国民参加の森林づくりを推進します。

国営公園においては、良好な自然環境や歴史的資源を活かし、自然観察会やプロジェクト・ワイルド等、多様な環境教育プログラムを提供します。

(2) エコツーリズム

エコツーリズムによる地域活性化のための人材・プログラムづくりと施設整備を含む基盤づくりを一体的に実施します。

そのうち人材・プログラムづくりとしては、地域の自然や生きものなどの生物多様性を保全しつつ、活用するエコツーリズムを推進するために、地域コーディネーターによるプログラムやルールづくり、ネットワークづくりなどに主体的に取り組む地域を支援します。さらに、自然に関する知識や経験などを備え、その大切さや魅力を伝える人材の育成、協議会への技術的助言、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集・提供などを実施します。

また、基盤づくりとしては、国立公園のエコツーリズムに意欲的な地域において、エコツーリズムの基盤となる情報提供拠点、自然資源の保全活用に係る施設を集中的に整備します。

(3) 自然とのふれあいの場の提供

ア 国立・国定公園等における取組

国立公園の保護及び利用上重要な公園事業を環境省の直轄事業とし、利用拠点である集団施設地区における直轄施設の**温室効果ガス**排出削減やユニバーサルデザイン化と外国人旅行者のための標識等表示の多言語化、利用者が集中する地域における生態系への影響の軽減、適正かつ質の高い利用の推進のための施設、エコツーリズムの基盤となる情報提供拠点、自然資源の保全活用に係る施設等を重点的に整備していきます。

地方公共団体が行う国定公園等の整備に、自然環境

整備交付金を交付し、その整備を支援します。

イ 森林における取組

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図るための整備を実施するとともに、国民が自然に親しめる森林環境の整備を支援します。また、森林環境教育、林業体験学習の場となる森林・施設の整備等を推進します。さらに、森林総合利用施設等において、年齢や障害の有無にかかわらず多様な利用方法の選択肢を提供するユニバーサルデザイン手法の普及を図ります。

国有林野においては、自然休養林等のレクリエーションの森において、民間活力をいかしつつ利用者のニーズに対応した森林及び施設の整備等を行います。また、国有林野を活用した森林環境教育の一層の推進を図るため、農山漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施します。

(4) 都市と農山漁村の交流

全国の小学校における農山漁村での宿泊体験活動「子ども農山漁村交流プロジェクト」を一層推進し、子どもの豊かな心を育むとともに、自然の恩恵などを理解する機会の促進を図ります。

地域資源を活用した交流拠点の整備、都市と農村の多様な主体が参加した取組等を総合的に推進し、**グリーン・ツーリズム**の普及を進め、農山漁村地域の豊かな自然とのふれあい等を通じて自然環境に対する理解の増進を図ります。

(5) 温泉の保護及び安全・適正利用

温泉法(昭和23年法律第125号)の運用に当たり、温泉源の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正かつ効率的な利用の増進を図るため都道府県等に対し適切な助言を行います。

3 教育・学習

第6章第7節1を参照。

第2節 地域における人と自然の関係を再構築する取組

1 絶滅のおそれのある種の保存

(1) レッドリスト

レッドリストについては、平成24年度までを目途に、それぞれの種の最新の生息状況や絶滅確率などを踏まえ、掲載種のランクの変更や削除、新たな種の追加など、内容の見直しを進めます。

(2) 希少野生動植物種の保存

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づき、希少野生動植物種を指定し、個体の捕獲・譲渡し等の規制、器官・加工品の譲渡し等の規制を引き続き実施します。国内希少野生動植物種については、生息・生育状況を把握するための現状調査や、生息地等保護区の指定を推進し、生息・生育環境の保護管理を行うとともに、種の保存法に基づく保護増殖事業計画に基づき、野生生物保護センター等を中心として、

ツシヤママネコ、ヤンバルクイナ、アホウドリ、ミヤコタナゴ等の生息環境の改善・整備や繁殖の促進のための事業を推進します。また、国内希少野生動植物種に指定された種について、順次、保護増殖事業計画を策定します。トキについては、今後とも野生復帰に向けて野生順化訓練と放鳥に関する事業を継続します。サンバ等の希少な猛禽類については、保護方策の調査・検討を引き続き行います。

また、種の保存法の施行状況を評価し、その結果を踏まえ、必要な対策を講じます。

(3) 生息域外保全

動物園、水族館及び植物園など関係者との連携を深めるとともに、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」や「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」に沿って生息域外保全の取組を推進します。

2 野生鳥獣の保護管理

(1) 科学的・計画的な保護管理

「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、鳥獣保護区の指定、被害防止のための捕獲及びその体制の整備、違法捕獲の防止等の対策を総合的に推進します。

鳥獣保護管理の担い手を育成及び確保するため、鳥獣保護管理に係る人材登録事業を実施するほか、狩猟者等を対象とした研修事業を行うとともに、都道府県等と連携し、地域における人材育成事業の取組を支援します。

特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」という。)の技術研修会を開催し、都道府県における特定計画作成を促します。関東地域、中部近畿地域におけるカワウについては広域協議会を、白山奥美濃地域のツキノワグマ及び関東山地のニホンジカについては連絡会議を開催し関係者間の情報の共有を行うとともに、関東カワウ広域協議会においては一斉追い払い等の事業を引き続き実施します。

適切な狩猟が鳥獣の個体数管理に果たす効果等にかんがみ、都道府県及び関係狩猟者団体に対し、事故及び違法行為の防止を徹底し、適正な狩猟を推進するための助言を行います。

出水平野に集中的に飛来するナベヅル、マナヅルの

保護対策として、生息環境の保全、整備を実施するとともに、越冬地の分散を図るための事業を実施します。また、渡り鳥の生息状況等に関する調査として、**鳥類観測ステーション**における**鳥類標識調査**、ガンカモ類の生息調査等を実施します。

ラムサール条約湿地に登録されている国指定濤沸湖鳥獣保護区において、水鳥・湿地センター(仮称)の整備を推進します。

鳥獣の生息環境が悪化した鳥獣保護区の生息地の保護及び整備を図るため、浜頓別クッチャロ湖(北海道)、宮島沼(北海道)、片野鴨池(石川県)、漫湖(沖縄県)、谷津(千葉県)、浜甲子園(兵庫県)において保全事業を実施します。

野生生物保護についての普及啓発を推進するため、愛鳥週間行事の一環として東京都において「全国野鳥保護のつどい」を開催するほか、小中学校及び高等学校等を対象として野生生物保護の実践活動を発表する「全国野生生物保護実績発表大会」等を開催します。

(2) 鳥獣被害対策

防護柵等の被害防止施設の設置、効果的な被害防止システムの整備、捕獲鳥獣の食肉利用の促進等の対策を推進するとともに、鳥獣との共存にも配慮した多様



で健全な森林の整備・保全等を実施します。

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況の中、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づき市町村が作成する被害防止計画により、生息環境管理、被害防除、個体数調整の地域一体で取り組む対策を総合的に支援し、鳥獣被害対策の体制整備等を推進します。

近年、トドによる漁業被害が増大しており、トドの資源に悪影響を及ぼすことなく、漁業被害を防ぐための対策として、被害を受ける刺網等の強度強化を促進します。

3 外来種等への対応

(1) 外来種対策

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物の輸入、飼養等の規制を引き続き実施します。また、同法施行後5年後の法の施行状況の検討を進めた上で必要に応じて所要の措置を講じます。さらに、**外来種**の適正な飼育に係る呼びかけ、ホームページ（<http://www.env.go.jp/nature/intro/>）等での普及啓発を引き続き推進します。

4 動物の愛護と適正な管理

(1) 動物の愛護と適正な管理

動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための基本的な指針に基づき、引き続き犬猫の引取り数の半減を目指し、適正飼養に関する普及啓発、収容動物の返還・譲渡促進の支援等を進めます。同じく基本指針に基づき犬猫の所有明示の実施率の倍増に向け、マイクロチップ装着に対する理解の促進に資するための普及啓発を行います。また、基本指針に基づく取組及びその実施状況の評価等を行うとともに、現行の**動物の愛護及び管理に関する法律**（昭和48年法律第105号）の

5 遺伝資源等の持続可能な利用

(1) 遺伝資源の利用と保存

農林水産分野では、農業生物資源ジーンバンク事業などにより、関係機関が連携して、動植物、微生物、

(3) 鳥インフルエンザ等感染症対策

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づき、高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を全国で実施し、結果を公表します。更に、平成17年度から行っている人工衛星を使った渡り鳥の飛来経路に関する調査を継続するとともに、国指定鳥獣保護区への渡り鳥の飛来状況についてホームページ等を通じて情報提供を行います。また、その他の感染症について情報把握・分析等を行い、対応を強化します。

(2) 遺伝子組換え生物への対応

カルタヘナ議定書を締結するための国内制度として定められた**遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律**（平成15年法律第97号。以下「**カルタヘナ法**」という。）に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講じ、生物の多様性の確保を図ります。また、**日本版バイオセーフティクリアリングハウス**（<http://www.bch.biodic.go.jp/>）を通じて、法律の枠組みや承認された遺伝子組換え生物に関する情報提供を行うほか、遺伝子組換えナタネの生物多様性への影響監視調査などを行います。

施行から5年を目途に行うこととされている法の見直しに向けた調査・検討を進めていきます。

ペットフードの安全性の確保においては、引き続き、ペットフードによる健康被害等について関係機関における情報共有を図り、連絡会議の開催等により連携体制を整備していきます。また、引き続き、犬猫以外のペットフードについても安全・健康保持のために飼い主が「やってはいけないこと」と「やるべきこと」をまとめたガイドラインを作成するとともに、法の対象を犬猫以外にも拡大する必要性の検討を行います。

DNA、林木、水産生物などの国内外の遺伝資源の収集、保存、評価等を行っており、植物遺伝資源24万点をはじめ、世界有数のジーンバンクとして利用者への配布・情報提供を行います。また海外から研究者を受け入れ、

遺伝資源の保護と利用のための研修を行います。

(2) 微生物資源の利用と保存

独立行政法人製品評価技術基盤機構を通じた資源保有国との**生物多様性条約**の精神に則った国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、わが国の企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを引き続き行います。

わが国の微生物などに関する中核的な生物遺伝資源

機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構生物遺伝資源センターで、生物遺伝資源の収集、保存などを行うとともに、これらの資源に関する情報（分類、塩基配列、遺伝子機能などに関する情報）を整備し、生物遺伝資源とあわせた提供を引き続き行います。

(3) バイオマス資源の利用

第2部第3章第4節(8)を参照。

第3節 森・里・川・海のつながりを確保する取組

1 生態系ネットワーク

全国、広域圏、都道府県、市町村などさまざまな空間レベルにおける**生態系ネットワーク**形成を促進するための計画手法や実現手法などについて検討を進めます。

国有林野においては、森林生態系の核となる「保護林」相互を連結する「**緑の回廊**」の設定等を推進するとともに、生態系に配慮した施業やモニタリング調査等

を実施することにより、必要に応じて民有林とも連携しつつ、より広範で効果的な森林生態系保全の取組を推進します。また、溪畔林等の保護樹帯の設定を積極的に推進することにより、上流域から下流域までの森林の連続性を確保し、森林生態系のネットワーク形成を推進します。

2 重要地域の保全

(1) 自然環境保全地域

原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域については、平成21年に改正された**自然環境保全法**（昭和47年法律第85号）を受け、生態系の現況調査や評価等を行った上で必要な対策を検討するなど、適正な保全管理の充実を図ります。

(2) 自然公園

ア 自然公園法改正に伴う施策の推進

平成21年に改正された**自然公園法**（昭和32年法律第161号）の着実な実施を図るため、以下の施策を重点的に進めます。

イ 自然公園の指定、公園区域及び公園計画の見直し

平成22年10月に公表した、今後新規指定又は大規模拡張を検討する18地域の国立・国定公園の候補地について、自然環境や利用状況の調査、保護や公園利用に関する計画の検討、関係者との調整等を行い、具体的

な区域の指定に向けた検討を進めます。

また、社会条件等の変化に対応するため、公園区域及び**公園計画**の全般的な見直し（再検討）を行います。さらに、再検討が終了した公園については、おおむね5年ごとに公園区域及び公園計画の点検を行います。特に海域については、平成21年の自然公園法の改正により新たに設けられた海域公園地区の新規指定を進めます。国定公園については、都道府県から申出のある地域について検討を行い、見直し等の作業を進めます。

ウ 自然公園の管理の充実

平成21年の自然公園法の改正により、新たに創設された生態系維持回復事業制度について、シカ等による自然植生等への食害、外来植物の侵入による在来植物の駆逐など深刻な問題が発生し、生態系自体が変化し従来の国立公園の景観を損なうおそれがある地域での事業計画の策定を進めます。また、事業計画を策定した地域においては、計画に基づき、総合的な取組を順応的に行い生態系の適切な維持・回復を進めます。

自然公園法に基づく許可、認可等を適正に運用するとともに、国立公園管理計画の定期的な見直しを行い、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ります。ま



た、利用者に対する質の高い国立公園サービスの提供を目指し、関係者による協議会の設置や運営計画の策定等により、協働型管理運営体制の構築を目指します。あわせて、地域密着型の公園管理を行う特定非営利活動法人等の**公園管理団体**の指定及び**風景地保護協定**の締結を推進し、管理体制の強化を推進します。

国立公園のすぐれた自然環境を保全していくため、特に重要な地区については引き続き民有地買上げを進めるほか、公園内の一定の土地について物納を可能とする相続税の特例措置を創設するなど国有地化を推進します。また、専門的な知識を持ったアクティブ・レンジャーを全国に配置して、現場管理の充実に努めます。また、国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業等により、登山道の補修や清掃作業、海岸漂着ゴミの回収、サンゴ礁の保護対策、野生生物の保護、外来生物の駆除、湿地等の植生保全などを引き続き推進します。

荒廃した登山道の整備、周辺の植生を復元するための対策及びシカの食害等から貴重な植生を保護するための対策を推進します。釧路湿原、サロベツ原野等においては、自然再生の取組を引き続き推進します。

エ 自然公園における適正な利用の推進

自然とのふれあいを推進するため、自然観察会等の活動を実施するとともに、自然公園指導員の研修による利用者指導の充実やパークボランティアの養成や活動に対する支援を行います。

国立公園の主な利用地域については、関係地方公共団体の協力の下に清掃活動を実施します。また、「自然公園クリーンデー」等の各種行事を実施し、美化活動の普及に努めます。

国立公園等の山岳環境の保全及び登山利用等の安全確保を図るため、民間の山小屋等事業者による排水・し尿処理施設、緊急避難施設等の整備の経費の一部を補助し、山岳地域の生物多様性の保全と安全対策を推進します。

(3) 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき、国際的又は全国的な鳥獣の

保護の見地から重要な区域について、国指定鳥獣保護区に指定し、保護を図ります。

(4) 生息地等保護区

種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域である生息地等保護区の指定を進め、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ります。

(5) 名勝（自然的なもの）・天然記念物

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、日本の峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝（自然的なもの）に、動植物、地質鉱物等で学術上価値の高いものを天然記念物に指定し、保護を図ります。

(6) 保護林・保安林

わが国の森林のうち、優れた自然環境の保全を含む公益的機能の発揮のため特に必要な森林を保安林として計画的に指定し、適正な管理を行います。また、国有林野のうち、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている森林については「森林と人との共生林」に区分し、自然環境の保全を第一とした管理経営を行います。特に原生的な森林生態系や貴重な野生動植物の生息・生育地等については、「保護林」として積極的に指定するなどその拡充を図るとともに、モニタリング調査等により状況を的確に把握し、必要に応じて植生の回復等の措置を講ずるなど適切な保全・管理を推進します。

(7) 景観の保全

景観の保全に関しては、**自然公園法**によって優れた自然の風景地を保護するほか、**景観法**（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体による景観計画の策定を推進します。また、人と自然の関わりの中でつくり出されてきた文化的景観のうち、特に重要なものを文化財保護法に基づき重要文化的景観に選定し、その保存と活用に努めます。

3 自然再生の推進

自然再生推進法（平成14年法律第148号）の円滑な運用を図るため、地域の活動者が効果的な取組を行うための自然再生関連調査・検討、専門家等による支援体制の整備及び自然再生に関する情報の収集・提供、ワークショップの開催等による自然再生協議会の設立・技術的課題解決への支援など、地域の自主的な自然再

生の取組が継続されるような体制づくりを推進します。

自然再生事業については、河川・湿原・干潟・藻場・里地里山・森林などさまざまな環境を対象に全国で取り組まれるよう、関係省庁が連携し着実に推進します。あわせて、自然再生を通じた自然環境学習の推進を図

ります。

4 農林水産業

「農林水産省生物多様性戦略」(平成19年7月)に基づき、①田園地域・里地里山の保全(環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進等)、②森林の保全(適切な間伐等)、③里海・海洋の保全(藻場・干潟の保全活動への支援等)など生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進します。

5 里地里山・田園地域

(1) 里地里山

自然資源の利活用を地域活性化も期待した地域づくりとして展開する取組について、具体的地域での試行的な取組を通じて検討します。また、里地里山の自然資源や生態系サービスを多様な主体が共有の資源として管理し持続的に利用する枠組みについても検討します。これに加えて、参考となる里地里山の特徴的な取組を情報発信し、ほかの地域への取組の波及を図ります。また、都市住民等のボランティア活動への参加を促進するため、ホームページ等により活動場所や専門家の紹介等を行うとともに、研修会等を開催し里地里山の保全・活用に向けた活動の継続・促進のための助言等の支援を行います。

特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等との管理協定の締結による持続的な管理や、市民への公開などの取組を引き続き推進します。

(2) 田園地域

農業農村整備事業においては、環境との調和への配慮の基本方針に基づき事業を実施するとともに、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進します。また、農村

これらの関連施策を効果的に推進するため、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に測る指標の開発を進めるほか、生物多様性のモニタリングや営農条件等の事例収集を通じ、食料生産と生物多様性保全を両立させる水田農業の取組の全国的な拡大を図ります。

地域の生物や生息環境の情報を調査・地理情報化し、生態系に配慮した水田や水路等の整備手法を構築するなど、生物多様性を確保するための取組を進めます。さらに、地域の生態系を代表する種を「保全対象種」として示し、農家や地域住民の理解を得ながら生物多様性保全の視点を取り入れた基盤整備を推進します。

河川から水田、水路、ため池、集落等を結ぶ水と生態系のネットワークとして「水の回廊」を整備します。

生物多様性等の豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する集落ぐるみの取組を支援するほか、「田園自然再生活動コンクール」の実施を支援します。

棚田における農業生産活動により生ずる国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を持続的に発揮していくために、地域の創意と工夫をより生かした「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を推進します。

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律(平成11年法律第110号)に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)の育成等を推進するとともに、有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針に即し、産地の販売企画力、生産技術力強化、販路拡大、栽培技術の体系化の取組等を支援します。

6 森林

森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、多様な森林づくりを推進するとともに、自然環境の保全など森林の公益的機能の発揮及び森林の保全を確保するため、保安林制度・林地開発許可制度等の適正な運用を図ります。また、森林でのさまざまな体験活動を通じて森林の持つ多面的機能等に対する国民の理解を促進する森林環境教育や、市民やボランティア団体等に

よる里山林の保全・利用活動など、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を推進します。

治山事業においては、豊かな環境づくりや周辺の生態系に配慮しつつ、荒廃山地の復旧整備、機能の低い森林の整備等を計画的に推進します。また、特に自然環境のすぐれた地域等において、自然環境の保全・改善効果の高い工法等の開発普及等を図る森林土木効率



化等技術開発モデル事業を実施します。

松くい虫等の病害虫や野生鳥獣による森林の被害対策の総合的な実施、林野火災予防対策や森林保全推進員による森林パトロールの実施、啓発活動を推進します。

企業、森林ボランティア活動等広範な主体による森林づくり活動、緑化行事の実施、身近な森林や樹木の適切な保全・管理のための技術開発等の支援を推進し、国民参加の森林づくりを進めます。

「森林資源モニタリング調査」を引き続き実施するとともに、時系列的なデータを用いた解析手法の開発を行います。これらの結果は、**モントリオール・プロセス**の下で作成するわが国の第2回国別森林レポートに反映させます。

COP10の日本開催等の成果を踏まえ、**生物多様性国家戦略2010**や平成21年7月に取りまとめられた「森

林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」に基づき、森林生態系の調査のほか、森林の保護・管理技術の開発など、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた施策を推進するとともに、わが国における森林の生物多様性保全に係わる取組を国内外に発信します。

国有林野においては、育成複層林・天然生林施業の推進、広葉樹林の積極的な造成等を図るなど、自然環境の維持・形成に配慮した多様な森林施業を推進します。また、優れた自然環境を有する森林の保全・管理や国有林野を活用して民間団体等が行う自然再生活動を積極的に推進します。さらに、野生鳥獣との棲み分け、共存を可能にする地域づくりに取り組むため、地域等と連携し、野生鳥獣の生息環境の整備と個体数管理等の総合的な対策を実施します。

7 都市

(1) 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理

都市における緑地を保全するため、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく特別緑地保全地区等の指定を推進するとともに、地方公共団体及び緑地管理機構による土地の買入れ等を引き続き推進します。また、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき近郊緑地の保全を図ります。さらに、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を図るとともに、市民緑地の指定や緑地協定の締結を引き続き推進します。加えて、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区指定の推進を引き続き図ります。

都市緑化の推進に当たっては、「春季における都市緑化推進運動」期間（4月～6月）、「都市緑化月間」（10月）を中心に、その普及啓発にかかる各種活動を実施するほか、「緑の相談所（都市緑化植物園）」の設置等、

取組の推進を図ります。

都市における多様な生物の生息・生育地となるせせらぎ水路の整備や下水処理水の再利用等による水辺の保全・再生・創出を図ります。

(2) 都市公園の整備

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備を支援する「都市公園等事業」を実施します。

(3) 国民公園及び戦没者墓苑

国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑を広く国民の利用に供するため、引き続き施設の改修、園内の清掃、芝生・樹木の手入れ等を行います。

8 河川・湿原

(1) 河川の保全・再生

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベース（<http://www3.river.go.jp/IDC/index.html>）として公表します。また、世界最大規模の実験河川を有する自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究を進めます。加えて、生態学的な観点より河川を理解し、川

のあるべき姿を探るために、河川生態学術研究を進めます。

河川整備に当たっては、必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、生物の良好な生息・生育環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」、河川横断施設とその周辺の改良、魚道の設置等により魚類の遡上環境の改善を行う「魚がのぼりやすい川づくり」を実施します。また、災害復旧事業においても、「美し

い山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、河川環境の保全・復元の目的を明確にして、事業を実施します。

(2) 湿地の保全・再生

平成13年度に選定した「重要湿地500」について、引き続きこれらの重要湿地とその周辺における保全上の配慮の必要性について普及啓発を進めます。

9 沿岸・海洋

(1) 沿岸・海洋域の保全

海洋基本法（平成19年法律第33号）に基づく海洋基本計画を踏まえ、海洋生物多様性保全戦略に基づく取組を実施するとともに、関係省庁の連携による海洋保護区の設定の推進を図ります。

ウミガメの産卵地となる海浜については、**自然公園法**に基づく乗入れ規制地区に指定されている地区においてオフロード車等の進入を禁止するなどにより保護を図ります。

有明海・八代海における海域環境調査、東京湾における水質等のモニタリング、海洋短波レーダーを活用した生物調査、水産資源に関する調査や海域環境情報システムの運用等を行います。

サンゴ礁生態系保全行動計画に基づき、行動計画の実施状況を点検し、サンゴ礁保全の取組の推進を図ります。

(2) 水産資源の保護管理

漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づき、採捕制限等の規制を行います。また、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づき、漁獲可能量や漁獲努力可能量の管理を行うほか、①「資源回復計画」の推進、②外来魚の駆除、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成等、③ミンククジラ等の生態、資源量、回遊等の実態把握及び資源回復手法の解明に資する調査、④ウミガメ（ヒメウミガメ等）、鯨類（シロナガスクジラ等）及びジュゴンの原則採捕禁止等、⑤減少の著しい水生生物に関するデータブックの掲載種に係る現地調査及び保護手

(3) 土砂災害対策に当たっての環境配慮

生物多様性を保全しながら土砂災害から住民の安全・財産を守る砂防事業を進めるため、六甲地区等、都市周縁に広がる山麓斜面において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を引き続き整備します。また、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流や里山等を保全・再生するため、NPO等と連携した山腹工等を引き続き実施します。

法の検討、⑥サメ類の保存・管理及び海鳥の偶発的捕獲の対策に関する行動計画の実施促進等、⑦混獲防止技術の開発等を実施します。

(3) 海岸環境の整備

海岸保全施設の設備においては、海岸法の目的である防護・環境・利用の調和に配慮するなど、海岸環境の保全に取り組みます。

(4) 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

良好な海域環境を保全・再生・創出するため、**藻場・干潟**等の整備を推進するとともに、港の環境保全の重要性を認識・理解し、環境保全のための行動が習慣となるよう、環境保全活動及び環境教育活動を支援します。

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、海水交換機能を有する防波堤、水産動植物の生息・繁殖に配慮した護岸等の整備及び砂浜の再生に資する施設の整備など、自然調和・活用型の漁港漁場づくりを積極的に展開します。また、藻場・干潟の保全等を推進するとともに、漁場環境を保全するための森林整備に取り組みます。さらに、木材利用率が高い増殖礁の開発や漁場機能を強化する技術の開発・実証に取り組むとともに、磯焼けガイドラインを活用した実証事業の実施や、対策の普及・啓発に取り組みます。加えて、サンゴの有性生殖による種苗生産を中心としたサンゴ増殖技術の開発に取り組みます。漁業者と地域住民等による藻場・干潟等の維持・管理等の環境・生態系保全活動を支援します。



第4節 地球規模の視野を持って行動する取組

1 国際的取組

(1) 生物多様性条約

2010年(平成22年)10月に愛知県名古屋市で開催されたCOP10の決定事項を着実に実施していくため、引き続き、関係副大臣等会議や関係省庁連絡会議等を活用しながら関係省庁の緊密な連携を図り、愛知目標の達成に向けた取組を進めます。具体的には、**生物多様性国家戦略**の見直しに着手し、これを踏まえた生物多様性に関する国内施策の充実を図るとともに、名古屋議定書の早期締結に向けた作業を進めます。

「SATOYAMAイニシアティブ」については、COP10に立ち上げた国際パートナーシップの参加者と連携し、各国の社会経済情勢や二次的な自然環境の質に即した自然資源を推進します。

わが国は2012年(平成24年)に予定されるCOP11までの期間、COPの議長国を務めます。愛知目標の世界的な達成や名古屋議定書の実施に向け、特に途上国の能力養成等を図るため「生物多様性日本基金」への拠出を行うなど、関連する国際機関との協力のもとに、生物多様性の保全と持続可能な利用にむけた地球規模の取組に引き続き貢献していきます。

(2) カルタヘナ議定書

カルタヘナ議定書が適切に実施されるよう、次回締約国会議までの2年間、開発途上国の体制整備を支援するなど、議長国としてリーダーシップを発揮します。また、COP10に先立って開催されたカルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)において、名古屋・クアラルンプール補足議定書が採択されたことから、関係省庁が緊密に連携し、本補足議定書の早期締結に向けた検討を進めます

(3) ラムサール条約

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(**ラムサール条約**)締約国会議の決議などに則し、条約湿地に関するモニタリング調査や普及啓発などを関係する地方公共団体やNGOなどと連携しつつ実施し、総合的な湿地の保全と賢明な利用を図っていきます。また、2012年(平成24年)に予定されているラムサール条約第11回締約国会議に向けて、平成22年9月に公表したラムサール条約湿地潜在候補地について、引き続きラムサール条約湿地への登録を進めます。

アジア地域の重要な湿地の保全のため、引き続きアジア諸国の湿地登録の促進に努めるとともに、湿地シ

ステムとしての水田の生物多様性の向上を訴えていきます。

(4) ワシントン条約

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(**ワシントン条約**)締約国間の、条約の適切な執行に向けた取組を推進するとともに、関係省庁、関連機関が連携・協力して、違法取引の防止、摘発に努めます。

(5) 世界遺産条約

屋久島、白神山地及び知床は、**世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約**(世界遺産条約)に基づき、世界遺産一覧表に記載されています。これらの世界自然遺産について、地元の意見と科学的な知見を管理に反映させるための管理体制と保全施策の充実を図ります。また、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、引き続き適正な保全・管理を推進します。

国内の世界自然遺産候補地である小笠原諸島と琉球諸島については、それぞれ一覧表記載、推薦に向けた取組を進めていきます。特に、平成23年の世界遺産委員会において記載の可否が審議される予定の小笠原諸島については、記載に向けて必要な情報収集を進めるとともに、関係省庁・地方公共団体等の連携により、**外来種対策**や希少種の保全を一層推進します。また、琉球諸島については、世界的に優れた自然環境の価値を保全するため必要な方策を検討します。

(6) 南極地域の環境の保護

南極地域の環境保護の促進を図るため、観測、観光、冒険旅行、取材等に対する確認制度等を運用し、南極地域の環境保護に関する普及啓発を行うなど、「**環境保護に関する南極条約議定書**(以下「議定書」という。)」及びその国内担保法である**南極地域の環境の保護に関する法律**(平成9年法律第61号)の適正な施行を推進します。また、平成17年6月の南極条約協議国会議で採択された環境上の緊急事態に対する責任について定めた議定書附属書について、引き続き対応を検討します。また、職員が第52次南極地域観測隊に同行し採取した水や土壌、生物などの試料を分析し、基地活動による南極地域の環境への影響を調べ、今後の活動の内容などについて検討します。

(7) 砂漠化への対処

砂漠化対処条約 (UNCCD) に関する国際的動向を踏まえつつ、同条約に基づく取組を推進します。具体的には、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に、砂漠化対処のための技術の活用に関する調査などを進めます。また、二国間協力や、民間団体の活動支援等による国際協力の推進に努めます。

(8) 二国間渡り鳥条約・協定

アメリカ、オーストラリア、中国、ロシア及び韓国との二国間の渡り鳥条約等に基づき、各国との間で渡り鳥等の保護のため、アホウドリ、オオワシ、ズグロカモメなどの希少種をはじめとする種について共同調査を引き続き推進するとともに、渡り鳥保護施策や調査研究に関する情報や意見の交換を行います。

(9) アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

平成18年11月に発足した「東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ」に基づき、同地域における渡り性水鳥とその生息地の保全のため、ネットワーク参加地における普及啓発、調査研究、研修、情報交換などの活動を推進するとともに、ネットワークの拡充を進めます。また、中国、韓国との間で、黄海とわが国の間をわたり、特に保全の必要性の高い種

について情報共有などを進めます。

(10) 国際サンゴ礁イニシアティブ

カンボジアで第7回**ICRI**東アジア地域会合を開催し、東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010に基づき、東アジアを中心とした海域におけるサンゴ礁保全のための取組を推進します。

(11) 持続可能な森林経営と違法伐採対策

森林原則声明、アジェンダ21及び気候変動問題における森林の重要性などを踏まえ、世界の森林の保全と持続可能な経営の推進を目指し、[1] **国連森林フォーラム (UNFF)**における国際的な検討に積極的に参加し、「すべてのタイプの森林に関する法的拘束力を有さない文書 (NLBI)」及び多年度作業計画 (MYPOW) の着実な実施を目指すとともに、[2] **アジア森林パートナーシップ (AFP)**、森林法の施行及びガバナンス (FLEG) の関係会合等を通じた地域的取組の推進、[3] **国際熱帯木材機関 (ITTO)**、**国連食糧農業機関 (FAO)**等の国際機関を通じた協力の推進、[4] **国際協力機構 (JICA)**、世界銀行の「森林炭素パートナーシップファシリティ (FCPF)」等を通じた二国間・多国間の技術・資金協力の推進、[5] 熱帯林の保全等に関する調査・研究の推進、[6] 民間団体の活動の支援による国際協力の推進等に努めます。

2 情報整備・技術開発

(1) 生物多様性の総合評価

国土の生物多様性の損失を防止するための目標の達成状況を評価するうえで重要となる指標の設定に向け、国土の生物多様性の状況や変化の空間的な分析・評価方法に関する検討を行います。

(2) 自然環境調査

自然環境保全基礎調査の一環として、「植生調査」等、わが国の生物多様性に関する情報の収集整備を行います。「植生調査」では、縮尺2万5千分の1植生図の整備を進めます。また、沿岸域の自然環境の変化状況を把握する調査を行います。

モニタリングサイト1000では、高山帯、森林・草原、**里地里山**、陸水域(湖沼及び湿原)、沿岸域(砂浜、磯、干潟、アマモ場、藻場及びサンゴ礁)、小島嶼の各生態系について、生態系タイプ毎に定めた調査項目及び調査手法により、引き続き合計約1000か所の調査サイトでのモニタリング調査を実施します。

(3) 地球規模生物多様性モニタリングなど

アジア太平洋地域の生物多様性モニタリング体制の推進を目的として、地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、当該地域の生物多様性観測モニタリングデータの収集・統合化等を推進するアジア太平洋生物多様性観測ネットワーク (AP-BON) への支援を引き続き行います。また、東・東南アジア地域での生物多様性の保全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学能力の向上に貢献するための東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ (ESABII) において、当該地域で特に施策上重要と思われる生物多様性情報を整備するとともに、分類学の能力向上のための研修を引き続き実施します。

生物多様性に関する科学及び政策の連携の強化を目的とした「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES)」については、引き続き創設に向けた国際的な議論に積極的に参画してまいります。



(4) 研究・技術開発など

「生態系と生物多様性の経済学（TEEB）」に関する国際的な取組と連携し、生物多様性の経済評価に関する施策の検討を行います。併せて、生態系や生物多様性の価値を国の意思決定に反映できる手法の開発を促進するため、世界銀行が行う「生態系の価値評価と国民経済計算への算入に関する国際パートナーシップ」の取組を支援します。

「生物多様性関連技術開発等推進事業」により、生物多様性の保全・再生や持続可能な利用に関する政策課題に直結した技術開発や応用的な調査研究を、引き続

き実施します。

独立行政法人国立科学博物館において、「日本海周辺域の地球表層と生物層構造の解析」、「生物多様性ホットスポットの特定と形成に関する研究」などの調査研究を推進するとともに、約394万点の登録標本を保管し、これらの情報を引き続きインターネットで広く公開します。また、GBIF（地球規模生物多様性情報機構）の日本ノードとして、国内の自然史系博物館と協働で、引き続き標本資料情報を国際的に発信します。さらに、様々な企画展や講座、体験教室など展示・学習支援活動を実施します。